

三原市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業  
業務委託受注者選定に係るプロポーザル募集要項

1 要旨

本業務は高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することによって、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援することを目的とし、本業務に最も適した受注者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

三原市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業業務

(2) 対象施設の名称及び住所

三原市小西北住宅及び同住宅に隣接する高齢者生活相談所  
三原市西野5丁目13番1号

(3) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日までとする。

(5) 予算上限額

2,829千円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

(6) 支払方法

四半期払い（9月、12月、3月の業務完了報告後に支払う）

3 参加者の資格

参加できる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 高齢者の福祉に関し理解と熱意を有し、生活援助員の業務内容を適切に提供する体制を構築できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
- (3) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (4) 参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 令和6～令和8年度三原市物品調達等登録業者名簿に登録されていること。

4 提出書類

(1) 参加申込書（別紙様式1） 1部

(2) 見積書（別紙様式2） 8部

- ・別紙様式2の提出により、合計金額（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）、及び業務ごとの内訳も明記すること。
- ・押印した原本の見積書は1部とし、他はコピー（いずれも製本不要）とする。

(3) 企画提案書 8部

- ・企画提案書は、本業務の仕様書の内容を踏まえ、次の《1》～《3》の項目及び順序により作成すること。
- ・様式は、A4判（又はA3判による折込可）で任意とする。

<p>《1》生活援助員派遣事業の概要 本事業に従事予定の生活援助員含め、以下の点を記載すること。 生活指導・相談、福祉サービス等の照会・指導、安否の確認、一時的な家事援助</p> <p>《2》実施体制 事業全体の実施体制について、次の事項を記載すること 個人情報保護、法令等の遵守、苦情処理体制、関係機関との体制、平日昼間の職員体制、緊急時の対応 (休日昼間の職員体制)</p> <p>《3》全体体制 事業全体の実施体制について、次の事項を記載すること 法人の経営状況、見積金額</p>
---

5 提出方法

(1) 提出期日及び提出書類

ア 参加申込書 (別紙様式1)

提出期日：令和8年4月27日(月)17時15分まで。【必着】

提出書類：4の(1)別紙様式1

イ 企画提案書

提出期日：令和8年5月8日(金)17時15分まで。【必着】

提出書類：4の(2)、(3)

(2) 提出先

本書中の「10 資料提出及び問い合わせ先」に持参又は郵送すること。なお、持参の場合、受付時間は、平日8時30分から17時15分までとする。

6 審査方法及び基準

(1) 審査方法

提出された企画提案書についてヒアリングを実施し、次の基準に基づき市職員で構成する三原市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業業務委託業者選定審査会において審査を行い、最も得点の高かった者を優先契約交渉事業者として選定する。

ア ヒアリング実施方法

- ・ヒアリングにおける説明時間は30分以内とし、説明終了後、10分から15分程度の質問時間を設ける。
- ・事前に提出のあった企画提案書を用いて行うこととし、当日の差し替え、追加は認めない。

イ ヒアリング実施日時・場所等

令和8年5月20日(水)

※日時及び場所は、別途連絡する。

(2) 審査項目

審査項目	審査事項	配点
《1》生活援助員派遣事業の概要 (50)	<p>【生活指導・相談】 入所者の状況、相談内容に応じて適切な対応、助言指導ができるか。</p>	15点
	<p>【福祉サービス等の照会・指導】 福祉サービス等の照会・指導ができるよう生活援助員の研修が計画されているか。(基準：年1回以上)</p>	15点
	<p>【安否の確認】 訪問、電話等による安否確認の方法、回数が適切であるか。(基準：1日1回以上)</p>	10点
	<p>【一時的な家事援助】 一時的な家事援助が行えるよう職員の指導、研修が計画されているか。(基準：年1回以上)</p>	10点

《2》実施体制 (40)	【個人情報保護、法令等の遵守】 法令順守に関する法人としての考え方が明文化されており、従業員の法令遵守、個人情報保護について必要な措置がとられているか。	5点
	【苦情処理体制】 苦情に適切に対応できるマニュアルが整備され、具体的な運用が考えられているか。個人情報保護に関する規定が明文化されており、従業員の守秘義務についても必要な措置がとられているか。	10点
	【関係機関との体制】 社会福祉に貢献し、(行政、保健・医療・介護福祉に関する) 関係機関との連絡体制が取れているか。	5点
	【平日昼間の職員体制】 1名以上常駐する体制となっているか、不在の時間はないか。バックアップ体制はとれているか。	10点
	【緊急時の対応 (休日昼間の職員体制)】 緊急時に対応できる職員体制になっているか。	10点
《3》全体事項 (10)	【法人の経営状況】 事業実績もあり経営に支障がないか。	5点
	【見積金額】 提案内容に見合った見積金額であるか	5点
		100点

### (3) 結果通知

審査結果については、企画提案書の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、選定結果及び優先契約交渉事業者名について、三原市ホームページへ掲載する。なお、選定の詳細についての問合せには、一切応じない。

## 7 質疑応答

### (1) 質問票提出方法

質問がある場合は、質問票 (別紙様式3) において質問事項を箇条書きで記載し、本書に示す「9 問合せ・連絡先」に電子メールで提出すること。

### (2) 質問票提出期限

令和8年4月27日(月)17時15分まで

### (3) 質問回答方法

質問に対する回答は、4月23日(木)までに全参加申込者に電子メールで回答する。

## 8 スケジュール

公募開始（募集要項、仕様書公表）	令和8年4月15日（水）
参加申込、質問票の提出期限	令和8年4月27日（月）
質問票への回答期限	令和8年4月30日（木）
企画提案書等の提出期限	令和8年5月8日（金）
プレゼンテーション選考に係る案内通知	令和8年5月中旬
プレゼンテーション選考	令和8年5月20日（水）
選定結果通知	令和8年6月上旬

## 9 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、提案者が負担する。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (5) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、発注者に帰属する。
- (6) 市が定める採点基準に満たない場合には失格とする。
- (7) 契約手続きは、三原市契約規則（平成17年三原市規則第63号）による。
- (8) 提出書類は、参加資格の確認に使用する。また、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づく開示が実施されることがある。

## 10 問合せ・連絡先

三原市保健福祉部高齢者福祉課（担当：十楽、場垣内）  
〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号  
電話 0848-67-6240、0848-67-6055  
Email kaigo@city.mihara.hiroshima.jp